

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

香川県知事 池 田 豊 人

### 香川県規則第6号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県民の福祉の増進に寄与する寄附金)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条の規定により知事の認可を受けた公益信託の信託財産とするために支出された寄附金</u></p>	<p>(県民の福祉の増進に寄与する寄附金)</p> <p>第16条の2 条例第33条第2号の規則で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、令和9年1月1日から施行する。